

ID: 28

担当部署: 教育部 公民館

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市公民館設置及び管理等に関する条例 第11条		
例 規 番 号	平成13年条例第80号		
【根拠条文】 (使用の停止又は取り消し) 第11条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、使用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。 (1) この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。 (2) 使用の許可の条件に違反したとき。 (3) その他必要があると認めるとき。 【基準】 根拠条文及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日